

所掌事項

宮古市いきいきシルバーライフ推進協議会条例第2条の規定により高齢者の保健福祉に関する重要事項について調査審議すること。

設置根拠

宮古市いきいきシルバーライフ推進協議会条例

設置年月日

H17. 6. 6

委員定数

20人以内

委員任期

3年

現任委員発令日

R3. 10. 1

現任委員任期満了日

R6. 9. 30

担当課

保健福祉部介護保険課

TEL : 0193-62-2111 内線 1420

FAX : 0193-62-7422

E-mail : kaigo@city.miyako.iwate.jp

備考